

木造住宅の耐震改修工事補助金を利用される方へ 代理受領制度のご案内

【代理受領制度とは】

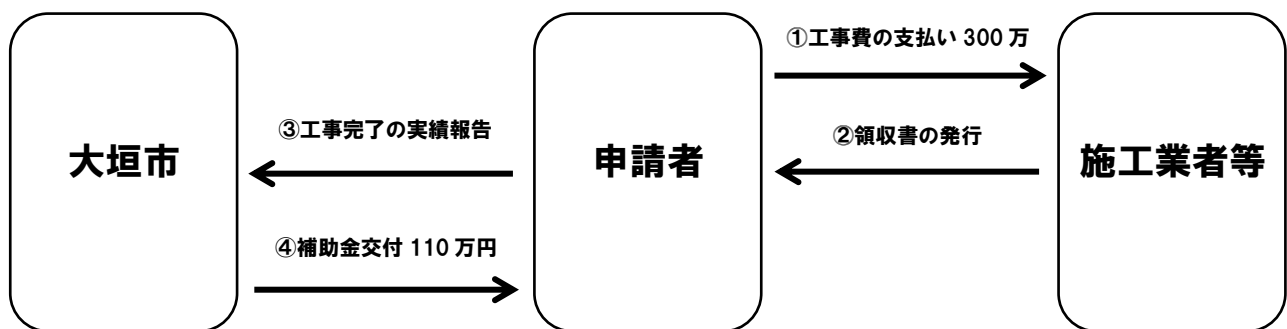
木造住宅の耐震改修工事補助金を利用する際に、申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は工事費と補助金の差額分のみ用意すればよいため、申請者の当初の費用負担を軽減することができます。

＜具体的な例として＞

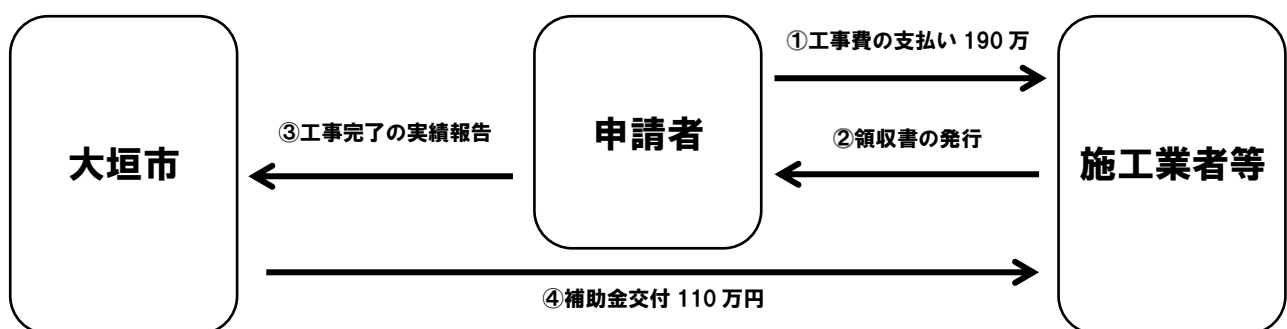
耐震改修工事費300万円。市から交付される補助金額が110万円の場合

代理受領制度を利用しない通常の場合



申請者は、当初耐震改修工事費として300万円ご用意する必要があります。

代理受領制度を利用する場合



申請者は、当初耐震改修工事費として190万円ご用意するだけですみます。

※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

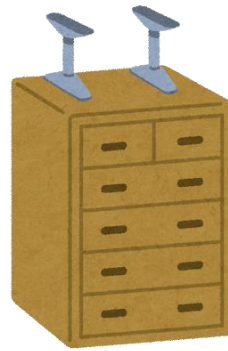
電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

代理受領制度を利用するときの注意点

- ・ 制度の利用を希望される申請者は、施工業者等とよく話し合ってください。
- ・ 申請者と施工業者等との合意が必要です。
- ・ 施工業者等への補助金額の振込は、通常の場合よりも遅くなります。
- ・ その他にも注意事項がありますので、事前に建築指導課にご相談ください。



地震に強い住まい



背の高い家具の転倒防止



大垣市マスコットキャラクター
おがっきい

タンス、冷蔵庫、テレビ等の
地震で倒れると危ない家具、家電等の
転倒防止対策も大切です。